

# 『生活保護手帳 別冊問答集 2020年度版』

## － 追 補 －

- ◆ 本書の発行後、令和2年9月14日付けで「生活保護問答集について」の一部改正について（令和2年9月14日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）が発出され、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）の一部改正が行われました（2020年10月から適用）。
- ◆ 今般、上記の改正を踏まえ、追補を作成しました。『生活保護手帳 別冊問答集 2021年度版』刊行までの補訂資料として、本書とあわせてご活用ください。

『生活保護手帳 別冊問答集 2020年度版』追補

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
205 頁	問 7-51-2 の答	(答) 例えば、課第 7 の問 30 の答 6 や <b>16</b> に該当する場合等については、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。	(答) 例えば、課第 7 の問 30 の答 6 や <b>17</b> に該当する場合等については、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。	令和 2 年 10 月 1 日 から適用
227 頁	問 7-78 の問	(問) 学校給食費を概算額で前渡した場合は、毎学年 2 回程度精算を行うこととされているが、給食費についてはほとんどの学校が月決めによる定額料を定めており、その者が各月において若干の欠席があっても日割等による返還はしないこととなっている。また、各月においては給食日数等の相違による徴収額と実額との間に若干の差があっても年度末においては給食日数、給食内容を変更することにより、返納、追徴等をせず概算額による徴収額で賄うこととされている。 この場合、被保護者が学校に対して納付しなければならない額（各月一定額を徴収される）を計上し、精算は行わないこととしてよいか。 なお、月の途中で廃止されるときは、その月分については精算を行うこととしている。	(問) 学校給食費を概算額で前渡した場合は、毎学年 2 回程度精算を行うこととされているが、給食費についてはほとんどの学校が月決めによる定額料を定めており、その者が各月において若干の欠席があっても日割等による返還はしないこととなっている。また、各月においては給食日数等の相違による徴収額と実額との間に若干の差があっても年度末においては給食日数、給食内容を変更することにより、返納、追徴等をせず概算額による徴収額で賄うこととされている。 この場合、被保護者が学校 <b>又は地方公共団体等</b> に対して納付しなければならない額（各月一定額を徴収される）を計上し、精算は行わないこととしてよいか。 なお、月の途中で廃止されるときは、その月分については精算を行うこととしている。	令和 2 年 10 月 1 日 から適用
244 頁	問 7-100-2 の答	(答) <b>「生活保護法による住宅扶助の認定について」（平成 27 年 4 月 14 日社援保発 0414 第 2 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の 1 の(2)のイ</b> のとおり居住の実態、賃貸借契約の内容等を踏まえ、基準額について居室を共用する人数で除した額等により認定されたい。	(答) <b>「無料低額宿泊所等における住宅扶助の認定について」（令和 2 年 8 月 24 日社援保発 0824 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の 1 の(2)</b> のとおり居住の実態、賃貸借契約の内容等を踏まえ、基準額について居室を共用する人数で除した額等により認定されたい。	令和 2 年 10 月 1 日 から適用
350 頁	問 8-88 の答	(答) 就労に伴う子の託児費の必要経費としての控除は、保育所等乳幼児を保育することを目的とする施設に託児する場合に限らず、設問のように、知己等に <b>依頼</b> する場合の礼金についても適用して差し支えない。その程度は、乳児等手のかかる場合もあるので一概に定めることはできないが、当該地域の慣行託児料の範囲内で認めて差し支えない。	(答) 就労に伴う子の託児費の必要経費としての控除は、保育所等乳幼児を保育することを目的とする施設に託児する場合に限らず、設問のように、知己等に <b>依頼</b> する場合の礼金についても適用して差し支えない。その程度は、乳児等手のかかる場合もあるので一概に定めることはできないが、当該地域の慣行託児料の範囲内で認めて差し支えない。	令和 2 年 10 月 1 日 から適用

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
412～413 頁	問 12-2 の答	<p>(答) 設問のように、当該施設等への居住継続が被保護者の自立した生活を妨げると認められる場合には、法第 60 条に規定する生活上の義務の履行及び保護の目的達成に必要な事項として、速やかに転居指導を行うこと。</p> <p>具体的には、居宅生活ができると認められる場合には、必要に応じて転居指導を行い、居宅生活が困難な場合についても、課第 7 の問 30 の答 <a href="#">16</a> に該当する場合には、必要に応じて敷金等の支給を含め、適切な施設への転居指導を行うこと。</p>	<p>(答) 設問のように、当該施設等への居住継続が被保護者の自立した生活を妨げると認められる場合には、法第 60 条に規定する生活上の義務の履行及び保護の目的達成に必要な事項として、速やかに転居指導を行うこと。</p> <p>具体的には、居宅生活ができると認められる場合には、必要に応じて転居指導を行い、居宅生活が困難な場合についても、課第 7 の問 30 の答 <a href="#">17</a> に該当する場合には、必要に応じて敷金等の支給を含め、適切な施設への転居指導を行うこと。</p>	令和 2 年 10 月 1 日 から適用